

政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文目次

○	内閣法（昭和二十二年法律第五号）（第一条関係）	1
○	内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（第二条関係）	5
○	国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（第三条関係）	14
○	国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（第四条関係）	15
○	特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（第五条関係）	16
○	国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（第六条関係）	20
○	議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）（附則第二条関係）	22
○	公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（附則第二条関係）	23
○	検察審査会法（昭和二十三年法律第四百七号）（附則第三条関係）	24
○	自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（附則第四条関係）	25
○	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）（附則第五条関係）	26
○	経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）（附則第六条関係）	27
○	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（附則第七条関係）	28

改正案	現行
<p>第十四条 内閣官房に、内閣官房副長官四人を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務（国家戦略局の所掌に属するものを除く。）をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。</p> <p>第十五条 内閣官房に、国家戦略局を置く。</p> <p>2 国家戦略局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、租税に関する政策の基本及び予算編成の基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関する事務</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、第十二条第二項第二号に掲げる事務のうち内閣総理大臣が指定するものに掲げる事務のうち内閣総理大臣を置く。</p> <p>3 国家戦略局長は、命を受けて国家戦略局の事務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名する者をもつて充てる。</p> <p>5 国家戦略局に、国家戦略官一人を置く。</p> <p>6 国家戦略官は、命を受けて第二項各号に掲げる事務のうち特定のものに参画し、政務を処理する。</p> <p>7 国家戦略官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う。</p> <p>8 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第九</p>	<p>第十四条 内閣官房に、内閣官房副長官三人を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。</p> <p>(新設)</p>

<p>9 国家戦略官は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。</p>	<p>2 第十六条 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>3 前条第七項から第九項までの規定は、内閣危機管理監について準用する。</p>	<p>(削る)</p>	<p>第十七条 (略)</p> <p>2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務(第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに国家戦略局、内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。)を掌理する。</p> <p>3 第十五条第七項から第九項までの規定は、内閣官房副長官補について準用する。</p> <p>2 第十八条 (略)</p>	<p>2 第十五条 (略)</p> <p>3 内閣危機管理監の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う。</p> <p>4 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第九十六条第一項及び第九十八条第一項、第九十九条並びに第一百条第一項及び第二項の規定は、内閣危機管理監の服務について準用する。</p> <p>5 内閣危機管理監は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。</p>	<p>2 第十六条 (略)</p> <p>3 前条第三項から第五項までの規定は、内閣官房副長官補について準用する。</p> <p>2 第十七条 (略)</p>	<p>2 第十七条 (略)</p> <p>3 前条第三項から第五項までの規定は、内閣官房副長官補について準用する。</p> <p>2 第十八条 (略)</p>	<p>2 第十七条 (略)</p> <p>3 前条第三項から第五項までの規定は、内閣官房副長官補について準用する。</p> <p>2 第十八条 (略)</p>	<p>2 第十七条 (略)</p> <p>3 前条第三項から第五項までの規定は、内閣官房副長官補について準用する。</p> <p>2 第十八条 (略)</p>	<p>2 第十七条 (略)</p> <p>3 前条第三項から第五項までの規定は、内閣官房副長官補について準用する。</p> <p>2 第十八条 (略)</p>	<p>2 第十七条 (略)</p> <p>3 前条第三項から第五項までの規定は、内閣官房副長官補について準用する。</p> <p>2 第十八条 (略)</p>	<p>2 第十七条 (略)</p> <p>3 前条第三項から第五項までの規定は、内閣官房副長官補について準用する。</p> <p>2 第十八条 (略)</p>
---	---------------------------------	--	-------------	--	---	---	---	---	---	---	---	---

3	第十五条第七項から第九項までの規定は、内閣広報官について準用する。
第十九条	(略)
2	(略)
3	第十五条第七項から第九項までの規定は、内閣情報官について準用する。
第二十条	内閣官房に、内閣総理大臣補佐官十人以上を置くことができる。
2・3	(略)
4	第十五条第七項及び第八項の規定は内閣総理大臣補佐官について、同条第九項の規定は常勤の内閣総理大臣補佐官について準用する。
第二十一条	(略)
第二十二条	内閣官房に、内閣政務参事を置くことができる。
2	内閣政務参事の定数は、政令で定める。
3	内閣政務参事は、命を受けて、内閣の重要政策に関する基本的な方針及び閣議に係る重要事項のうち特定のものに関する企画及び立案並びに政務に関し、内閣官房長官、内閣官房副長官、国家戦略局長及び国家戦略官を補佐する。
4	内閣政務参事の任免は、内閣総理大臣が行う。
5	第十五条第八項及び第二十条第三項の規定は内閣政務参事について、第十五条第九項の規定は常勤の内閣政務参事について準用する。
第二十三条	内閣官房に、内閣政務調査官を置くことができる。
2	内閣政務調査官の定数は、政令で定める。
3	内閣政務調査官は、命を受けて、内閣官房長官、内

3	第十五条第三項から第五項までの規定は、内閣広報官について準用する。
第十八条	(略)
2	(略)
3	第十五条第三項から第五項までの規定は、内閣情報官について準用する。
第十九条	内閣官房に、内閣総理大臣補佐官五人以内を置くことができる。
2・3	(略)
4	第十五条第三項及び第四項の規定は内閣総理大臣補佐官について、同条第五項の規定は常勤の内閣総理大臣補佐官について準用する。
第二十条	(略)
(新設)	
(新設)	

(新設)

閣官房副長官、国家戦略局長、国家戦略官及び内閣政務参事に対し、政務に関し、必要な情報の提供その他の補助を行う。

4 第十五条第八項、第二十条第三項及び前条第四項の規定は内閣政務調査官について、第十五条第九項の規定は常勤の内閣政務調査官について準用する。

第二十四条 (略)

第二十五条 この法律に定めるもののほか、内閣官房の所掌事務を遂行するため必要な内部組織については、政令で定める。

第二十六条 (略)

第二十一条 (略)

第二十二条 内閣官房の所掌事務を遂行するため必要な内部組織については、政令で定める。

第二十三条 (略)

改正案	現行
<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章（略） 第一節（略） 第二節 内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職 （第六条―第十五条の二） 第三節（略） 第一款（略） 第二款（略） 第一目（略） 第二目 行政刷新会議（第十九条―第二十五条） 第三目（略） 第三款―第六款（略） 第四節・第五節（略） 第四章（略） 附則 （任務） 第三条（略） 2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正</p>	<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章（略） 第一節（略） 第二節 内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職 （第六条―第十五条） 第三節（略） 第一款（略） 第二款（略） 第一目（略） 第二目 経済財政諮問会議（第十九条―第二十五条） 第三目（略） 第三款―第六款（略） 第四節・第五節（略） 第四章（略） 附則 （任務） 第三条（略） 2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正</p>

かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に係る施策及び行政の刷新に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。

3 (略)

(所掌事務)

第四条 (略)

一 三 (略)

三の二 国民の視点に立つて行う国の行政に関する予算及び制度その他国の行政全般の在り方の刷新並びにこれに伴い必要となる、国、地方公共団体及び民間の役割の在り方の見直し（以下「行政の刷新」という。）に関する事項

四 十八 (略)

2 (略)

3 (略)

一 六 (略)

六の二 行政の刷新に関する施策の実施の推進及び関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

七 五十の二 (略)

五十一 租税制度に関する事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

五十二 六十二 (略)

(大臣政務官)

かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に係る施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。

3 (略)

(所掌事務)

第四条 (略)

一 三 (略)

(新設)
三の二 国民の視点に立つて行う国の行政に関する予算及び制度その他国の行政全般の在り方の刷新並びにこれに伴い必要となる、国、地方公共団体及び民間の役割の在り方の見直し（以下「行政の刷新」という。）に関する事項

四 十八 (略)

2 (略)

3 (略)

一 六 (略)

(新設)
六の二 行政の刷新に関する施策の実施の推進及び関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

七 五十の二 (略)

五十一 租税制度に関する基本的事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

五十二 六十二 (略)

(大臣政務官)

第十四条 (略)

- 2 前項の大臣政務官は、内閣官房長官又は特命担当大臣を助け、特定の政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）に参画し、政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）を処理する。
 - 3 第一項の各大臣政務官の行う前項の職務の範囲については、内閣総理大臣の定めるところによる。
 - 4 第一項の大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申し出により、内閣が行う。
 - 5 前条第五項の規定は、第一項の大臣政務官について準用する。
- (政務調査官)
- 第十五条の二 内閣府に、政務調査官を置くことができる。

- 2 政務調査官の定数は、政令で定める。
 - 3 政務調査官は、命を受けて、内閣官房長官、特命担当大臣、副大臣及び大臣政務官に対し、政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）に関し、必要な情報の提供その他の補助を行う。
 - 4 政務調査官は、非常勤とすることができる。
 - 5 政務調査官の任免は、内閣総理大臣が行う。
 - 6 国家公務員法第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第二項の規定は、政務調査官の服務について準用する。
 - 7 常勤の政務調査官は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。
- 第十八条 (略)

第十四条 (略)

- 2 大臣政務官は、内閣官房長官又は特命担当大臣を助け、特定の政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）に参画し、政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）を処理する。
 - 3 各大臣政務官の行う前項の職務の範囲については、内閣総理大臣の定めるところによる。
 - 4 大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申し出により、内閣が行う。
 - 5 前条第五項の規定は、大臣政務官について準用する。
- (新設)

第十八条 (略)

行政刷新会議

2
(略)

第二目 行政刷新会議

(所掌事務等)

第十九条 行政刷新会議（以下この目において「会議」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 内閣総理大臣の諮問に応じて行政の刷新に関する重要事項について調査審議すること。

- 二 行政の刷新に関する重要事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。
- 三 行政の刷新に関する重要事項に関する施策の実施を推進すること。

2 第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣で第四条第一項第三号の二に掲げる事務を掌理するもの（以下「行政刷新担当大臣」という。）は、その掌理する事務に係る行政の刷新に関する重要事項について、会議に諮問することができる。

3 前項の諮問に応じて会議が行う答申は、行政刷新担

経済財政諮問会議

2
(略)

第二目 経済財政諮問会議

(所掌事務等)

第十九条 経済財政諮問会議（以下この目において「会議」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 内閣総理大臣の諮問に応じて経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策（第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について講じられる政策をいう。以下同じ。）に関する重要事項について調査審議すること。
- 二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第六条第二項に規定する全国計画その他の経済財政政策に関連する重要事項について、経済全般の見地から政策の一貫性及び整合性を確保するため調査審議すること。
- 三 前二号に規定する重要事項に関し、それぞれ当該各号に規定する大臣に意見を述べること。

2 第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣で第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事務を掌理するもの（以下「経済財政政策担当大臣」という。）は、その掌理する事務に係る前項第一号に規定する重要事項について、会議に諮問することができる。

3 前項の諮問に応じて会議が行う答申は、経済財政政

当大臣に対し行うものとし、行政刷新担当大臣が置かれていないときは、内閣総理大臣に対し行うものとする。

4 会議は、行政刷新担当大臣が掌理する事務に係る行政の刷新に関する重要事項に関し、行政刷新担当大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第二十条 会議は、議長及び議員十人以内をもって組織する。

(議長)

第二十一条 議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長に事故があるときは、内閣官房長官が、その職務を代理する。

4 行政刷新担当大臣が置かれている場合において議長に事故があるときは、前項の規定にかかわらず、行政刷新担当大臣が、内閣官房長官に代わって、議長の職務を代理する。

(議員)

第二十二条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官

二 行政刷新担当大臣

三 前二号に掲げるもののほか、国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

策担当大臣に対し行うものとし、経済財政政策担当大臣が置かれていないときは、内閣総理大臣に対し行うものとする。

4 会議は、経済財政政策担当大臣が掌理する事務に係る第一項第一号に規定する重要事項に関し、経済財政政策担当大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第二十条 会議は、議長及び議員十人以内をもって組織する。

(議長)

第二十一条 議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長に事故があるときは、内閣官房長官が、その職務を代理する。

4 経済財政政策担当大臣が置かれている場合において議長に事故があるときは、前項の規定にかかわらず、経済財政政策担当大臣が、内閣官房長官に代わって、議長の職務を代理する。

(議員)

第二十二条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官

二 経済財政政策担当大臣

三 各省大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

四 法律で国务大臣をもってその長に充てることとされている委員会の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者

五 前二号に定めるもののほか、関係する国の行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者

六 関係機関（国の行政機関を除く。）の長のうちから

四 行政の刷新について優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
議長は、必要があると認めるときは、第二十条及び前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる議員である国務大臣以外の国務大臣を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させることができる。

3 第一項第四号に掲げる議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十三条 前条第一項第四号に掲げる議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の議員は、再任されることができる。

(専門委員会)

第二十三条の二 会議は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、その議決により、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。ただし、議長は、必要があると認めるときは、専門委員会の委員として議員を指名することができる。

一 国会議員のうちから、内閣総理大臣が任命する者
二 当該専門の事項について優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
委員は、非常勤とする。

3 専門委員会は、その設置に係る調査が終了したとき

ら、内閣総理大臣が任命する者

七 経済又は財政に関する政策について優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
議長は、必要があると認めるときは、第二十条及び前項の規定にかかわらず、前項第一号から第四号までに掲げる議員である国務大臣以外の国務大臣を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させることができる。

3 第一項第七号に掲げる議員の数は、同項各号に掲げる議員の総数の十分の四未満であつてはならない。

4 第一項第五号から第七号までに掲げる議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十三条 前条第一項第六号及び第七号に掲げる議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の議員は、再任されることができる。

は、廃止されるものとする。

(事務局)

第二十三条の三 会議に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、第二十二條第一項第四号に掲げる議員、内閣府の副大臣又は第十四條第一項の大臣政務官その他の関係のある他の職を占める内閣府の職員のうちから、内閣総理大臣が指名する者をもって充てる。

4 事務局長は、議長の命を受け、局務を掌理する。

(資料提出の要求等)

第二十四条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めることができるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であつて審議の対象となる事項に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十五条 第十九條から前条までに定めるもののほか、会議の組織及び運営その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(設置)

第四十条 本府に、北方対策本部、税制調査会及び金融危機対応会議を置く。

2・3 (略)

(税制調査会)

第四十一条の二 税制調査会(以下この条において「調

(資料提出の要求等)

第二十四条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係する審議会その他の関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であつて審議の対象となる事項に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十五条 第十九條から前条までに定めるもののほか、会議の組織、所掌事務及び議員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(設置)

第四十条 本府に、北方対策本部及び金融危機対応会議を置く。

2・3 (略)

(新設)

<p>「調査会」という。は、内閣総理大臣の諮問に応じ、租税制度に関する事項について調査審議する。</p>	<p>2 調査会は、会長、会長代行及び委員二十七人以内をもつて組織する。</p>	<p>3 会長は、財務大臣をもつて充てる。</p>	<p>4 会長は、会務を総理する。</p>	<p>5 会長代行は、総務大臣及び内閣総理大臣が指定する 国務大臣をもつて充てる。</p>	<p>6 会長代行は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名しただいずれかの一人が、その職務を代行する。</p>	<p>7 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。</p>	<p>一 財務省の副大臣及び大臣政務官のうちから、それぞれ内閣総理大臣が指名する者</p>	<p>二 総務省の副大臣及び大臣政務官のうちから、それぞれ内閣総理大臣が指名する者</p>	<p>三 国家戦略局長</p>	<p>四 内閣官房副長官のうちから、内閣総理大臣が指名する者</p>	<p>五 各府省（財務省及び総務省を除く。）の副大臣のうちから、当該各府省ごとに内閣総理大臣が指名する者</p>	<p>六 法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている各委員会の大政務官</p>	<p>七 国会議員のうちから、内閣総理大臣が任命する者 前項第七号に掲げる委員は、非常勤とする。</p>	<p>8 調査会の庶務は、内閣府において財務省及び総務省の協力を得て処理する。</p>	<p>10 第二項から前項までに定めるもののほか、調査会の</p>
--	--	---------------------------	-----------------------	---	--	-----------------------------	---	---	-----------------	------------------------------------	--	--	--	---	-----------------------------------

組織及び運営その他調査会に関し必要な事項は、政令で定める。

(大臣委員会の大政務官)

第五十九条 第十四条第一項に規定するもののほか、法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている各委員会に、大政務官一人を置くことができる。

2 前項の大政務官は、その委員会の委員長を助け、命を受けて政務を処理する。

3 第一項の大政務官の任免は、その委員会の委員長の申出により、内閣が行う。

4 第十三条第五項の規定は、第一項の大政務官について準用する。

第六十条 削除

第五十九条及び第六十条 削除

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（政務調査官）</p> <p>第十九条の二 各省に政務調査官を置くことができる。</p> <p>2 政務調査官の定数は、政令でこれを定める。</p> <p>3 政務調査官は、命を受けて、その省の長である大臣並びにその省の副大臣及び大臣政務官に対し、政務に 関し、必要な情報の提供その他の補助を行う。</p> <p>4 政務調査官は、非常勤とすることができる。</p> <p>5 政務調査官の任免は、その省の長である大臣の申出により、内閣総理大臣がこれを行う。</p> <p>6 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第九 十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに 第一百条第一項及び第二項の規定は、政務調査官の服務 について、これを準用する。</p> <p>7 常勤の政務調査官は、在任中、その省の長である大 臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従 事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目 的とする業務を行つてはならない。</p>	<p>（新設）</p>

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（一般職及び特別職） 第二条（略）</p> <p>②（略） ③（略）</p> <p>一〇五 五の二 国家戦略官 五の三（略） 五の四（略） 六の八（略） 八の二 内閣政務参事及び内閣政務調査官並びに政務調査官 九〇七（略） ④（略） ⑦（略）</p>	<p>（一般職及び特別職） 第二条（略）</p> <p>②（略） ③（略）</p> <p>一〇五（略） （新設） 五の二（略） 五の三（略） 五の四（略） 六の八（略） （新設） 九〇七（略） ④（略） ⑦（略）</p>

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的及び適用範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一、六（略）</p> <p>六の二 国家戦略官</p> <p>七、四十三（略）</p> <p>四十三の二 常勤の内閣政務参事</p> <p>四十三の三 常勤の内閣政務調査官</p> <p>四十三の四 常勤の政務調査官</p> <p>四十四・四十五（略）</p> <p>四十五の二 非常勤の内閣政務参事</p> <p>四十五の三 非常勤の内閣政務調査官</p> <p>四十五の四 非常勤の政務調査官</p> <p>四十六、七十五（略）</p> <p>第三条 内閣総理大臣等の俸給月額は、内閣総理大臣等のうち大使、公使、常勤の内閣政務参事、常勤の内閣政務調査官、常勤の政務調査官及び秘書官以外の者については別表第一に、大使及び公使については別表第二に、常勤の内閣政務参事については別表第三に、常勤の内閣政務調査官及び常勤の政務調査官については別表第四に、秘書官については別表第五による。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 常勤の内閣政務調査官又は常勤の政務調査官の俸給月額は、特別の事情により別表第四に掲げる俸給月額により難いときは、第一項の規定にかかわらず、二十</p>	<p>（目的及び適用範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一、六（略）</p> <p>七、四十三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>四十四・四十五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>四十六、七十五（略）</p> <p>第三条 内閣総理大臣等の俸給月額は、内閣総理大臣等のうち大使、公使及び秘書官以外の者については別表第一に、大使及び公使については別表第二に、秘書官については別表第三による。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（新設）</p>

5 | 五万九千百円を超え同表に掲げる一号俸の俸給月額に満たない範囲内の額とすることができる。

5 | (略)

一 | 内閣総理大臣又は各省大臣 次のいずれかに該当するとき。

イ | 第二項の規定により第一条第九号又は第十七号から第四十一号までに掲げる特別職の職員の受ける俸給月額を定めようとするとき。

ロ | 別表第三により常勤の内閣政務参事の受ける俸給月額を定め、又は別表第四若しくは前項の規定により常勤の内閣政務調査官若しくは常勤の政務調査官の受ける俸給月額を定めようとするとき。

二 | 外務大臣 別表第二又は第三項の規定により大使又は公使の受ける俸給月額を定めようとするとき。

三 | 内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官、会計検査院長又は人事院総裁 別表第五により秘書官の受ける俸給月額を定めようとするとき。

附 則

1・2 | (略)

3 | 一般職の職員から引き続き内閣総理大臣秘書官になつた者の俸給月額は、当分の間、特別の事情により別表第五に掲げる俸給月額により難いときは、第三条第一項の規定にかかわらず、同表に掲げる十二号俸の俸給月額を超え九十二万円を超えない範囲内の額とすることができる。この場合において、同条第五項第三号中「別表第五」とあるのは、「附則第三項の規定」とする。

4 | 当分の間、内閣総理大臣、国务大臣、内閣官房副長官、国家戦略官、常勤の内閣総理大臣補佐官、副大臣

4 | (略)

一 | 内閣総理大臣又は各省大臣 第二項の規定により第一条第九号又は第十七号から第四十一号までに掲げる特別職の職員の受ける俸給月額を定めようとするとき。

二 | 外務大臣 別表第二又は前項の規定により大使又は公使の受ける俸給月額を定めようとするとき。

三 | 内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官、会計検査院長又は人事院総裁 別表第三により秘書官の受ける俸給月額を定めようとするとき。

附 則

1・2 | (略)

3 | 一般職の職員から引き続き内閣総理大臣秘書官になつた者の俸給月額は、当分の間、特別の事情により別表第三に掲げる俸給月額により難いときは、第三条第一項の規定にかかわらず、同表に掲げる十二号俸の俸給月額を超え九十二万円を超えない範囲内の額とすることができる。この場合において、同条第四項第三号中「別表第三」とあるのは、「附則第三項の規定」とする。

4 | 当分の間、内閣総理大臣、国务大臣、内閣官房副長官、常勤の内閣総理大臣補佐官、副大臣又は大臣政務

又は大臣政務官がこの法律の規定に基づいて支給された給与の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十九条の二の規定は、適用しない。

別表第一（第三条関係）

官職名	俸給月額
(略)	
検査官（会計検査院長を除く。） 人事官（人事院総裁を除く。） 国家戦略官 内閣危機管理監 大臣政務官 公害等調整委員会委員長 運輸安全委員会委員長 侍従長	一、二三一、〇〇〇円
(略)	

別表第三（第三条関係）

官職名	俸給月額
常勤の内閣政務 二号俸	八五〇、〇〇〇円

官がこの法律の規定に基づいて支給された給与の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十九条の二の規定は、適用しない。

別表第一（第三条関係）

官職名	俸給月額
(略)	
検査官（会計検査院長を除く。） 人事官（人事院総裁を除く。） 内閣危機管理監 大臣政務官 公害等調整委員会委員長 運輸安全委員会委員長 侍従長	一、二三一、〇〇〇円
(略)	

(新設)

参事

一号俸

七二六、〇〇〇円

別表第四（第三条関係）

官職名

俸給月額

常勤の内閣政務

調査官

常勤の政務調査

官

五号俸

四号俸

三号俸

二号俸

一号俸

六二一、〇〇〇円

五四四、〇〇〇円

四七八、〇〇〇円

四二五、〇〇〇円

三七六、〇〇〇円

別表第五（第三条関係）

（表略）

（新設）

別表第三（第三条関係）

（表略）

改正案	現行
<p>第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の國務大臣、内閣官房副長官、<u>国家戦略官</u>、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び別に法律で定められた場合を除いては、その任期中中国又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。ただし、両議院一致の議決に基づき、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職に就く場合は、この限りでない。</p> <p>第四十二条 (略)</p> <p>② 議員は、少なくとも一箇の常任委員となる。ただし、議長、副議長、内閣総理大臣その他の國務大臣、内閣官房副長官、<u>国家戦略官</u>、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官は、その割り当てられた常任委員を辞することができる。</p> <p>③ (略)</p> <p>第六十九条 内閣官房副長官、<u>国家戦略官</u>、副大臣及び大臣政務官は、内閣総理大臣その他の國務大臣を補佐するため、議院の会議又は委員会に出席することができる。</p> <p>② (略)</p> <p>第七十条 内閣総理大臣その他の國務大臣並びに内閣官房副長官、<u>国家戦略官</u>、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人が、議院の会議又は委員会において発言しようとするときは、議長又は委員長に通告しな</p>	<p>第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の國務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び別に法律で定められた場合を除いては、その任期中中国又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。ただし、両議院一致の議決に基づき、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職に就く場合は、この限りではない。</p> <p>第四十二条 (略)</p> <p>② 議員は、少なくとも一箇の常任委員となる。ただし、議長、副議長、内閣総理大臣その他の國務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官は、その割り当てられた常任委員を辞することができる。</p> <p>③ (略)</p> <p>第六十九条 内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官は、内閣総理大臣その他の國務大臣を補佐するため、議院の会議又は委員会に出席することができる。</p> <p>② (略)</p> <p>第七十条 内閣総理大臣その他の國務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人が、議院の会議又は委員会において発言しようとするときは、議長又は委員長に通告しなければならない</p>

ればならない。

第七十一条 委員会は、議長を経由して内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、国家戦略官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人の出席を求めることができる。

第七十三条 議院の会議及び委員会の会議に関する報告は、議員に配付すると同時に、これを内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、国家戦略官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人に送付する。

第九十六条 両院協議会は、内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、国家戦略官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人の出席を要求することができる。

第七十一条 委員会は、議長を経由して内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人の出席を求めることができる。

第七十三条 議院の会議及び委員会の会議に関する報告は、議員に配付すると同時に、これを内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人に送付する。

第九十六条 両院協議会は、内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人の出席を要求することができる。

○ 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第五条 各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会は、証人が公務員（国務大臣、内閣官房副長官、<u>国家戦略官</u>、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官以外の国会議員を除く。以下同じ。）である場合又は公務員であつた場合その者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該公務所又はその監督庁の承認がなければ、証言又は書類の提出を求めることができない。</p> <p>② ④ （略）</p>	<p>第五条 各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会は、証人が公務員（国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官以外の国会議員を除く。以下同じ。）である場合又は公務員であつた場合その者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該公務所又はその監督庁の承認がなければ、証言又は書類の提出を求めることができない。</p> <p>② ④ （略）</p>

改正案	現行
<p>（公務員の立候補制限） 第八十九条 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律 第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人 をいう。以下同じ。）若しくは特定地方独立行政法人 （地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号） 第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう 。以下同じ）の役員若しくは職員は、在職中、公職の 候補者となることができない。ただし、次の各号に掲 げる公務員（特定独立行政法人又は特定地方独立行政 法人の役員及び職員を含む。次条及び第百三条第三項 において同じ。）は、この限りでない。</p> <p>一 内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官 、国家戦略官、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大 臣政務官</p> <p>二 五（略）</p> <p>三（略）</p>	<p>（公務員の立候補制限） 第八十九条 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律 第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人 をいう。以下同じ。）若しくは特定地方独立行政法人 （地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号） 第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう 。以下同じ）の役員若しくは職員は、在職中、公職の 候補者となることができない。ただし、次の各号に掲 げる公務員（特定独立行政法人又は特定地方独立行政 法人の役員及び職員を含む。次条及び第百三条第三項 において同じ。）は、この限りでない。</p> <p>一 内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官 、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官</p> <p>二 五（略）</p> <p>三（略）</p>

○ 検察審査会法（昭和二十三年法律第四百四十七号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第六条 次に掲げる者は、検察審査員の職務に就くことができない。</p> <p>一 七 (略)</p> <p>八 国家公安委員会の委員及び大臣政務官、都道府県公安委員会委員並びに警察職員（非常勤の者を除く。）。</p> <p>九 十三 (略)</p>	<p>第六条 次に掲げる者は、検察審査員の職務に就くことができない。</p> <p>一 七 (略)</p> <p>八 国家公安委員会委員及び都道府県公安委員会委員並びに警察職員（非常勤の者を除く。）。</p> <p>九 十三 (略)</p>

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「自衛隊」とは、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣秘書官及び防衛省の政務調査官並びに防衛省の事務次官並びに防衛省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛会議、統合幕僚監部、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部、地方防衛局その他の機関（政令で定める合議制の機関並びに防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務をつかさどる部局及び職で定めるものを除く。）並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊を含むものとする。</p> <p>2 3 4 (略)</p> <p>5 この法律（第九十四条の六第三号を除く。）において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣秘書官、政務調査官、第一項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「自衛隊」とは、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官及び防衛大臣秘書官並びに防衛省の事務次官並びに防衛省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛会議、統合幕僚監部、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部、地方防衛局その他の機関（政令で定める合議制の機関並びに防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務をつかさどる部局及び職で定めるものを除く。）並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊を含むものとする。</p> <p>2 3 4 (略)</p> <p>5 この法律（第九十四条の六第三号を除く。）において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣秘書官、第一項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする。</p>

改正案	現行
<p>（政府からの出席等）</p> <p>第十九条 財務大臣又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九條第一項の規定により置かれた同項に規定する特命担当大臣で同法第四條第一項第一号から第三号までに掲げる事務を掌理するもの（当該特命担当大臣が置かれていないときは、内閣総理大臣）は、必要に応じ、金融調節事項を議事とする会議に出席して意見を述べ、又はそれぞれの指名するその職員を当該会議に出席させて意見を述べさせることができる。</p> <p>2 金融調節事項を議事とする会議に出席した財務大臣又はその指名する財務省の職員及び前項に規定する特命担当大臣（当該特命担当大臣が置かれていないときは、内閣総理大臣）又はその指名する内閣府の職員は、当該会議において、金融調節事項に関する議案を提出し、又は当該会議で議事とされた金融調節事項についての委員会の議決を次回の金融調節事項を議事とする会議まで延期することを求めることができる。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（政府からの出席等）</p> <p>第十九条 財務大臣又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十九條第二項に規定する経済財政政策担当大臣（経済財政政策担当大臣が置かれていないときは、内閣総理大臣。次項において「経済財政政策担当大臣」という。）は、必要に応じ、金融調節事項を議事とする会議に出席して意見を述べ、金融調節事項の指名するその職員を当該会議に出席させて意見を述べさせることができる。</p> <p>2 金融調節事項を議事とする会議に出席した財務大臣又はその指名する財務省の職員及び経済財政政策担当大臣又はその指名する内閣府の職員は、当該会議において、金融調節事項に関する議案を提出し、又は当該会議で議事とされた金融調節事項についての委員会の議決を次回の金融調節事項を議事とする会議まで延期することを求めることができる。</p> <p>3 （略）</p>

○ 経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務） 第四条（略） 一（略） 二 削除</p> <p>三 六十四（略）</p> <p>2（略） （経済産業局） 第十二条（略）</p> <p>2 経済産業局は、経済産業省の所掌事務（<u>第四条第一項第十三号、第十四号、第四十八号、第五十九号及び第六十三号に掲げる事務を除く。</u>）を分掌し、並びに消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）<u>第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により経済産業局に属させられた事務をつかさどる。</u></p> <p>3 5（略）</p>	<p>（所掌事務） 第四条（略） 一（略） 二 民間の経済活力の向上を図る観点から必要な経済財政諮問会議において行われる経済全般の運営の基 <u>本方針の審議に係る企画及び立案への参画に関し、</u> <u>所掌に係る政策の企画を行うこと。</u></p> <p>三 六十四（略）</p> <p>2（略） （経済産業局） 第十二条（略）</p> <p>2 経済産業局は、経済産業省の所掌事務（<u>第四条第一項第二号、第十三号、第十四号、第四十八号、第五十九号及び第六十三号に掲げる事務を除く。</u>）を分掌し、並びに消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）<u>第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により経済産業局に属させられた事務をつかさどる。</u></p> <p>3 5（略）</p>

○ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（就職禁止事由） 第十五条（略） 一・二（略） 三（略） イ・ロ（略） ハ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四 年法律第二百五十二号）別表第一から別表第三ま での適用を受ける職員 二（略） 四〃十八（略） 2（略）</p>	<p>（就職禁止事由） 第十五条（略） 一・二（略） 三（略） イ・ロ（略） ハ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四 年法律第二百五十二号）別表第一及び別表第二の 適用を受ける職員 二（略） 四〃十八（略） 2（略）</p>